

令和7年度 高萩市家庭用蓄電システム設置費補助金

高萩市では、一般家庭における再生可能エネルギーの導入促進及び脱炭素化の取組を促進するため、家庭用蓄電システムを購入する個人に対し、購入及び設置に係る経費の一部を補助します。

- 1 申請受付 令和7年6月2日（月）から
先着順に受け付け、予算の上限額に達した時点で終了となります。
- 2 受付窓口 高萩市役所 本庁舎2階 環境市民協働課（平日8:30～17:15）
郵送での申請は受け付けません。必ず窓口で申請してください。
※補助対象設備設置工事の着工前（補助対象設備が設置された住宅の購入の場合は引渡し前）に申請すること。
- 3 補助金額 5万円
- 4 補助対象設備 以下のすべてに該当する蓄電システム
 - (1) 令和6年度又は令和7年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されており、かつ、未使用品であること。
 - (2) 自らが居住する住宅の住宅用太陽光発電システム（発電出力10kw未満のものに限る。）と連系する設備であること。
 - (3) 当該蓄電システムにより供給される電力が、自ら居住する市内の住宅に供給されるものであること。
- 5 対象となる方 以下の条件すべてに該当する方が対象となります。
 - (1) 市内に自らが所有し、居住する住宅に補助対象設備を購入し設置する方、又は補助対象設備が設置された住宅を購入し居住する方で、補助対象設備の購入及び設置に係る経費を自ら負担する方
※リース及び購入設置費が無料になる場合は対象外です。
 - (2) 設備設置場所に住民登録がある方
※転居・転入予定の方は、補助金の実績報告までに住民異動届をしてください。
 - (3) 市税に滞納がない方
 - (4) 茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行う方
 - (5) 令和8年3月19日（木）までに市へ実績報告書（添付書類すべてを含む。）を提出できる方
 - (6) 本補助金の交付を受けたことがない方

6 申請書類

- (1) 交付申請書（様式第1号） ※申請者名は本人が自署すること。
- (2) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (3) 製造事業者、パッケージ型番、蓄電容量が確認できるカタログ等
- (4) 住宅の位置図 ※住宅地図等。該当の住宅に印をつけること。
- (5) 蓄電システム設置予定箇所の平面図 ※図面等。設置箇所に印をつけること。
- (6) 現況写真 ※遠景及び近景の写真。目印となるものが写っていること。
- (7) 太陽光発電システムの設置が確認できる写真又は書類
- (8) 太陽光発電システムと連系する旨の念書（参考様式1）
- (9) 住宅所有者の承諾書（様式第2号。借家など住宅の所有者が申請者でない場合のみ）

7 補助金の交付・不交付の決定

提出された書類を審査し、適当と認める場合は、申請者に交付決定通知書を送付します。

8 事業内容の変更又は中止

決定通知を受領した後に、事業内容を変更又は中止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けてください。

9 実績報告

補助事業が完了した日から30日以内又は令和8年3月19日（木）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に以下の書類を添えて提出してください。

郵送での提出は受け付けません。必ず窓口で提出してください。

- (1) 補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 補助対象設備の設置後の写真（遠景・近景）
※申請時に提出した写真と比較できるように、目印となるものが写っていること。
- (4) 「いばらきエコチャレンジ」アカウント画面（ホーム画面より「アカウントの編集・削除」をクリックする）を印刷した書類

※現地確認をさせていただく場合があります。

10 補助金額の確定

提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金額確定通知書を送付します。

11 補助金の交付請求

補助金請求書（様式第8号）を提出してください。振込先口座は、申請者本人名義のものを記入してください。